

戸籍手数料に係る減免の取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市証明等手数料条例施行規則（平成4年千葉市規則第43号以下「規則」という。）第4条の規定により、戸籍手数料減免の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除)

第2条 規則第2条第12号の市長が特に必要があると認めるものうち、戸籍手数料については、別表に掲げるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年1月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月17日から実施する。

別 表

1	河川敷地、道路敷地等にするため個人所有の土地を買い上げその登記嘱託をするに先立ち、市町村長が土地所有者に代位して家督相続による移転の代位登記嘱託をするために要する戸籍謄抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付を請求した場合
2	日本国有鉄道清算事業団が用地買収登記等に使用するため戸（除）籍謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付を請求した場合
3	更正保護会が事業遂行のため被保護者の戸籍謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面等の交付を請求した場合
4	土地改良法第118条第5項（現第6項）に基づく戸籍謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面・記載事項証明の交付請求があった場合
5	労働基準法第111条による「労働者及び労働者になろうとする者」本人の本籍・氏名・出生年月日に関する戸籍記載事項の証明請求があった場合

6	土地区画整理法第74条に基づく戸籍の閲覧・謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付請求があった場合
7	地方公営企業法に基づく市の企業管理者が宅地造成事業の用地買収に伴う登記に必要なため戸籍謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付を請求した場合
8	日本たばこ産業株式会社が塩専売事業に係る職務遂行に必要な戸（除）籍謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面等の交付を請求した場合
9	法務省または法務局・地方法務局により承認された、学術研究を目的とする戸（除）籍謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面・除籍若しくは届書類の記載事項証明の交付または届書類の閲覧を請求した場合
10	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による補償金若しくは一時金の申請のため戸籍謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面等の交付を請求した場合